

第3次飛島村行財政改革推進大綱概要

1. 大綱の内容

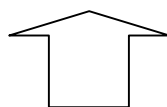
市町村合併について、住民の意思を尊重して自立の道を選択した飛島村が、自己決定、自己責任が求められる地方分権型行財政システムへ対応するには、従前の手法による経費の削減や事務事業の見直しではなく、持続可能な財政構造の確立や行政の経営体制の刷新を図る必要がある。

第3次飛島村行財政改革推進大綱は、こうした課題に対して、情報公開、説明責任、法令遵守、環境保護及び住民参加等の視点から、行財政の抜本的な改革を行い、「小さくてもキラリと光るむらづくり」を実践するための指針である。

大綱は、総務省より通知された「集中改革プラン」の内容を含んだ8つの柱とその柱をもとに具体的な数値目標を含んだ26項目の改革事項で構成されている。

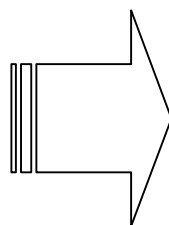
第3次飛島村行財政改革推進大綱 8つの柱

1. 事務事業の見直し
2. 効率的かつ健全な組織・機構の整備
3. 定員管理及び給与の適正化
4. 人材育成の推進
5. 住民参加の促進
6. 電子自治体の推進
7. 健全な財政運営
8. 議会との連携



集中改革プランとして策定・公表が求められている改革項目

- 事務事業の改善、廃止・統合
- 民間委託等の推進（指定管理者制度の活用を含む。）
- 定員管理の適正化
- 給与の適正化
- 経費節減等の財政効果

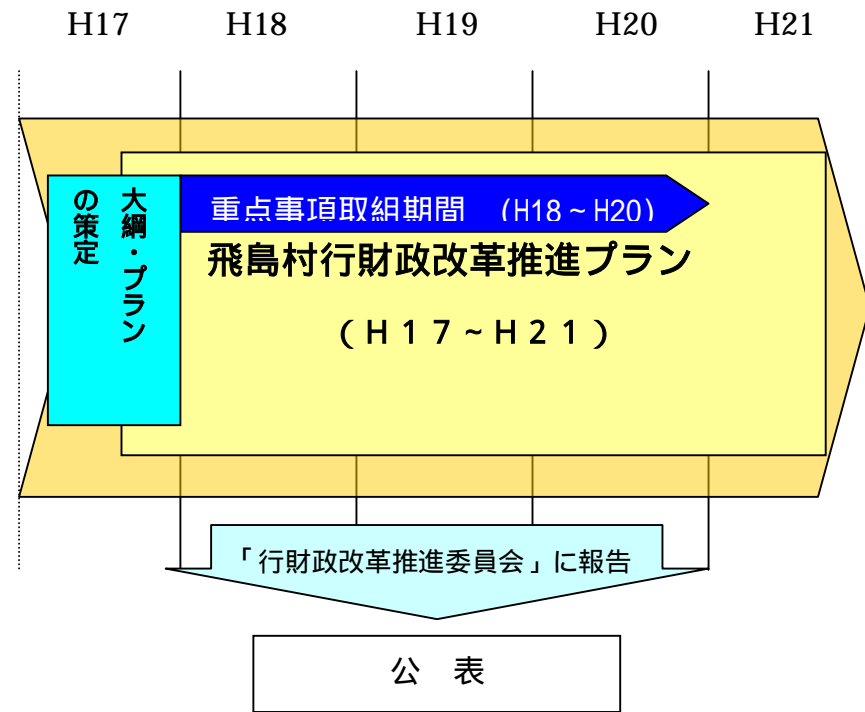


飛島村行財政改革事項と集中改革プランの関係

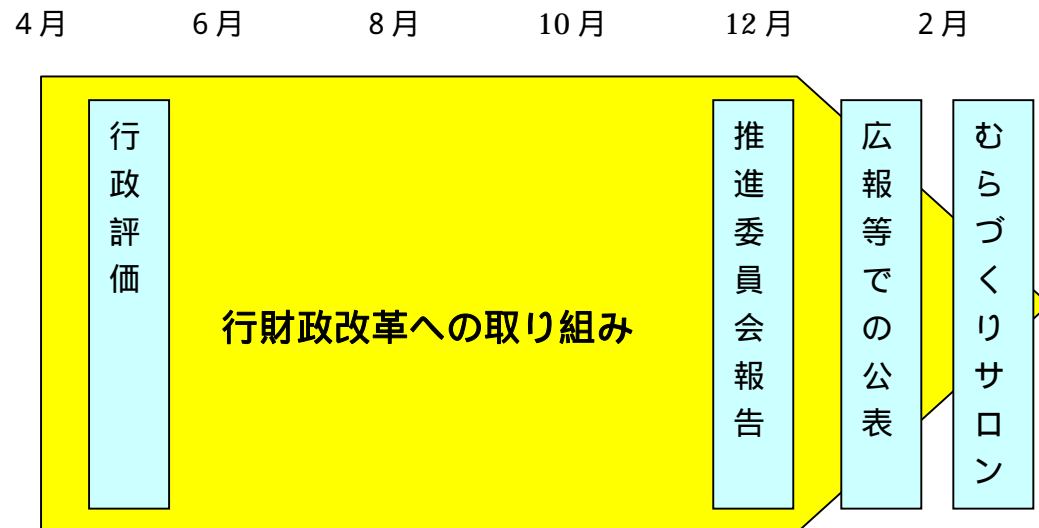
- | | |
|-----------------------|-----------|
| 1. 行政評価システムの確立 | 【集中改革プラン】 |
| 2. 民間委託等の適正化（1） | 【集中改革プラン】 |
| 3. 民間委託等の適正化（2） | |
| 4. 指定管理者制度の活用 | 【集中改革プラン】 |
| 5. プロジェクトの編成 | |
| 6. コンプライアンス（法令遵守）の制定 | |
| 7. ISO14001の認証取得 | |
| 8. 委員会・審議会等の整理統合 | |
| 9. 女性参画の促進 | |
| 10. 定員適正化計画の改訂 | 【集中改革プラン】 |
| 11. 臨時職員等の適正配置 | 【集中改革プラン】 |
| 12. 職員給与等の適正運用 | 【集中改革プラン】 |
| 13. 特別職の報酬等の適正運用 | |
| 14. 人材育成方針の策定と実務研修の充実 | |
| 15. 勤務評定制度の導入 | 【集中改革プラン】 |
| 16. 地域団体、グループとの連携 | |
| 17. 地区組織の再編 | |
| 18. 窓口サービスの向上 | |
| 19. 公共工事等の適正化 | 【集中改革プラン】 |
| 20. 個人情報の適正管理 | |
| 21. 計画的な財政運営 | 【集中改革プラン】 |
| 22. 財政状況の公開 | |
| 23. 枠配分予算編成方式の確立 | 【集中改革プラン】 |
| 24. 税・使用料等の適正収納 | 【集中改革プラン】 |
| 25. 補助金等の適正化 | 【集中改革プラン】 |
| 26. 議会議員の報酬等の適正運用 | |

2. 推進期間

計画推進期間は、総務省から通知された「集中改革プラン」と同様に平成17年度から平成21年度までの5年間とします。ただし、平成18年度から平成20年度までの3年間は「重点事項取組期間」と位置付け、早期の計画策定及び実現を図ります。



18年度の取り組み



3. 進め方

今回の大綱は、これまでの行政運営の手法を根本的に見直し、成果に主眼を置いた行政運営を進めることで、総合計画（政策プラン）の効率的実践と持続可能な財政構造（財政プラン）の確立を目的としています。

今後は、新たなマネジメントシステムとしての行政評価システムを全庁的に活用して、目的と成果を明確にした行政運営を行いながら、政策・財政・行革の3つの計画を、相互の連携のもと一体的に推進していく必要があります。

同時に、進捗状況を推進委員会及び広報等で報告・公表することで、村議会をはじめ、関係団体や村民各位の理解と協力のもと、行政の説明責任を果たし、村民の多様な声を反映させた透明性の高い行政運営を進めていきます。

